

## 税理士・田中誠のつぶやき

### 平成 26 年度税制改正カレンダー

新年明けましておめでとうございます。三度目の新年を迎えるエクラコンサルティングを、平成 26 年もよろしくお祝い申し上げます。

年頭に当たって、平成 26 年度の税制カレンダーを作成し、今年変更される予定の税制についてまとめてみます。昨年 12 月 12 日に発表された与党の平成 26 年度税制改正大綱は、4 月から施行予定のものがあります。

#### 平成 26 年 1 月

##### 1 月 1 日からスタートする事項

- ✓ **証券税制:** 上場株式や公募投資信託の配当金や売買益にかかる所得税が、昨年末までの 10.147%(所得税 7.147%・住民税 3%) が、2014 年からは復興特別所得税を加えた合計税率は 20.315%(所得税 15.315%・住民税 5%)となります。
- ✓ NISA(小規模投資非課税制度)開始
- ✓ **設備投資・賃上げ減税**を拡充: 設備投資を活性化させるため、生産性を高めた機械装置を導入した企業の税優遇を強化する措置を来年度から拡充されます。さらに、地域を限定して規制緩和する「国家戦略特区」では、先端の医療機器などを購入した企業の税金の一部を割引く制度も設けられる予定です。

#### 3 月

##### 個人の確定申告では

- ✓ **国外財産調書制度:** 個人(日本居住者)が所有する国外財産が 5000 万円超ある場合には、その明細を税務当局へ毎年提出する制度がスタートします。

##### 3 月 31 日で終了する制度

- ✓ **復興特別法人税を廃止:** 3 月 31 日で終了する事業年度までで前倒し終了されます。
- ✓ **ゴルフ会員権の譲渡損の損益通算:** 3 月 31 日までに売却したゴルフ会員権やリゾート会員権の損失は所得控除の対象となります。

#### 税制改正の流れ

12 月: 与党「平成 26 年度税制改正大綱」

1 月: 政府「税制改正要綱」

2 月: 「税制改正法案」国会上程

3 月: 国会可決・成立

4 月: 「改正税法」施行

#### 4 月

4 月 1 日から

- ✓ **消費税率が 8%に増税**
- ✓ **住宅ローン減税の拡充:** 上限が 4000 万円になり、最大 400 万円減税されます。減税分を所得税から差し引き、引き切れなければ住民税からも差し引きます。住民税からの差引額も最大 97,500 円から 136,500 円に広がります。
- ✓ **自動車取得税の引き下げ:** 消費税率 8%への引き上げ時において、自家用自動車については 5%から 3%、営業用自動車および軽自動車については 3%から 2%にそれぞれ引き下げられます。

- ✓ **飲食のために支出する交際費の 50%非課税**を大企業にも適用する措置も

#### 平成 27 年 1 月

- ✓ **相続税増税:** 基礎控除額が「3000 万円 + 600 万円×相続人の数」になり、現行よりも控除額が約 4 割減。さらには現在 50%の最高税率が 55%になります。

- ✓ **所得税最高税率が 45%に引き上げ**

- ✓ 同族株主が受け取る同族会社が発行する少数人株主債の利子が総合課税に

- ✓ そして 10 月 1 日から**消費税率が 10%に**